

2021年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲法問題】

次の文章を読んで、「設問」に答えなさい。

Y県は、地方自治法244条（【参考資料1】）にいう「公の施設」としてY県立美術館を設置し、同美術館は、しばしば海外の美術館に所蔵されている有名作品を借り受け、県民の観覧に供するためにこれを展示している。

20**年4月、Y県立美術館は同月15日から6月30日まで、海外の現代美術館から作品Aを含む複数の絵画を借り受け、現代芸術作品展（以下「本件作品展」という。）を開催した。なかでも作品Aは、日本で市販されている画集などにも収められている著名な絵画であり、作品Aの展示は本件作品展の開催前より話題となっていた。

しかし他方で、作品Aは男女の性器を克明に描いた極めて写実的な作品であったため、本件作品展の開催にあたり、作品Aの展示に慎重な声も存在した。例えば、Y県内の各PTAが「子どもの教育に悪影響を与える」との理由で、展示を中止するよう要請したほか、Y県議会においても、「公の施設において、性器の露骨な描写を展示することは許されない」との意見が、一部の議員から出された。

そこで、Y県立美術館は、その対応策として、作品Aのみを別室展示とするとともに、その入り口に性器の露骨な描写を含む作品が展示されている旨の警告を掲出した。その結果、本件作品展開催後1ヵ月間の観覧者アンケートを見る限り、作品Aの展示に関する苦情は特に存在しなかった。

市民団体Bは、性道徳の荒廃を憂慮し、有害図書市場からの撲滅や性的な屋外広告物の廃棄を以前より訴えており、ときに過激な対応をすることで有名な団体である。20**年に入ってから、Bが有害図書と考える書籍を買い集めて焼却したり、電柱に貼付されている屋外広告物を撤去・破棄するなどのパフォーマンスを複数回実行している。

Bは、Y県立美術館に作品Aが展示されていることを報道で知り、同年5月中旬に、作品Aが県民の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反し、観る者に性的不快感をもよおすことを理由に、その展示を中止するよう、Y県立美術館に申し入れた。その際、展示中止要求が受け入れられない場合には、展示の実力阻止も辞さない旨を美術館側に伝えた。そして同日以降、Bの構成員らは、Y県立美術館前で、連日、作品Aの展示に対する抗議行動を行うとともに、近いうちに実力で作品を撤去することも辞さない旨を公言した。

Y県立美術館は、このような事態に発展したことを受け、同美術館への来場者

および周辺住民の安全への配慮ならびに作品Aの安全な保管という観点から、本件作品展における作品Aの一般展示を中止することを決定した。

著名な美術品評論家であるXは、作品Aの芸術的価値の高さ、卓越した描写力の高さを自らの目で確認したいと考えていたところ、一般展示が中止となってしまったので、Y県立美術館条例（以下「本件条例」という【参考資料2】。）10条2項に基づく特別観覧許可申請をした。特別観覧とは、一般展示していない作品を含め、館長の許可を条件として熟覧、撮影、模写等ができる制度で、作品ごとに特別観覧料を徴収するものである。Y県立美術館は、館内で保管している美術品等について特別観覧申請があれば許可しなければならず、これまでもそのような運用がなされてきた。しかし、Y県立美術館館長は、「県立美術館の管理運営上の支障を生じる蓋然性が客観的に認められる」として、地方自治法244条2項および本件条例11条1号ないし3号により、Xの申請を不許可とした。

この特別観覧許可申請不許可処分（以下「本件処分」という。）に納得できなかったXは、Y県に対して国家賠償請求訴訟を提起することを検討している。

〔設問〕

あなたがXから相談を受け、客観的な立場からの見解を求められた法律家甲であるとした場合、本件処分における憲法上の問題点について、どのような意見を述べるか。その際、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にしたうえで、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえつつ、論じなさい。

【参考資料1】地方自治法

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（中略）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【参考資料2】Y県立美術館条例

第1条（目的） 美術に関する県民の知識及び教養の向上を図り、県民文化の発展に寄与するため美術館を設置する。

第10条（特別観覧） この条例において特別観覧とは、次の各号に掲げることをいう。

一 美術品等の熟覧、写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造等（以下「熟覧等」という。）を行うこと。

二 デジタル画像、写真原板及び印画を使用すること。

三 美術館が著作権を有する出版物、スライド等の複製及び上映を行うこと。

2 Y県立美術館館長（以下「館長」という。）は、美術館に展示し、又は保管している美術品を熟覧等をしようとする者に対しては、第11条の場合を除き、特別観覧を許可しなければならない。

3 前項の許可には、美術品の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

4 （略）

第11条（利用の制限） 館長は、美術館を利用する者が次の各号の一に該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずるものとする。

一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるとき。

二 施設、設備又は美術品等を損傷するおそれのあるとき。

三 その他教育委員会が美術品の管理に支障があると認めるとき。

2021 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：憲法】

《出題趣旨》

本問は、美術館における特別観覧請求不許可について、憲法 21 条の情報摂取の自由ないし知る自由の観点からその憲法適合性について検討を求める問題である。解答の形式としては、客観的な立場から適切なりーガル・オピニオン（意見書）の提示を求めるものとなっており、必ずしも X の立場から違憲主張を行わなければならないわけではない。ただ、違憲・合憲いずれの見解に立つとしても、自己の見解に対する反論を想定しつつ意見を述べるものが求められている。

本問の事案においては、美術館における特別観覧「請求権」自体を、憲法 21 条の保障する「自由権」から直接導くことはできない。とはいえ、①特別観覧は条例 11 条の場合を除き許可されること、②Y 県立美術館は地自法 244 条の「公の施設」であり原則としてその利用を拒まれないこと、③Y 県立美術館の設置目的や事業内容からして、Y 県立美術館は美術に関する情報提供や情報摂取の場としての役割を果たしていること、等を考慮することで、《館長が特別観覧申請の不許可が「正当な理由」なくなされる場合には、憲法の保障する情報摂取の自由に対する不当な制限につながるおそれが生ずる》ということとはでき、ここに憲法上の問題点を見いだすことは可能である。したがって、本問では、このような問題提起をした上で、特別観覧申請不許可についてその合憲性判断を行うことが求められていた。

そこで、次に、特別観覧申請の不許可が憲法の保障する情報摂取の自由を実質的に否定することにならないかどうかの検討が必要となるところであるが、その際は、まずどのような場合に情報摂取の自由が制限されることになるのかの判断枠組みを、具体的に定立することが求められる。

その上で、自らが定立した判断枠組みを踏まえて事案の検討を行う際には、問題文に書かれている事実を適切に拾い上げ、これに法的評価を加えつつ論ずることが重要である。また、本問においては、B は敵対的聴衆と同視しうる存在と位置づけうるものなので、その観点からの検討も必要となろう。いずれにせよ、問題文に書かれた事実を照らして客観的な検討を行うことが、本問では要求されている。

《解説・講評》

本問は、上記したとおり、美術館における特別観覧請求不許可について、憲法 21 条の情報摂取の自由ないし知る自由の観点からその憲法適合性について検討を求めるものである。

美術館における特別観覧請求権自体は、憲法 21 条の保障する自由権から直接導くことはできない。したがって、この点をどのように憲法上の権利の問題として構成するかが、実力の見せ所の一つとなる。

情報摂取の自由は、一般に接近可能な情報の摂取が妨げられないことを保障するものである。それゆえ、情報摂取の自由の制限があると主張するには、単に情報の摂取ができないというだけではなく、その情報が一般に接近可能なものであるという前提が存在する場合であることを明らかにしておく必要がある。したがって、特別観覧許可申請の不許可が情報摂取の自由の制限になりうるというためには、特別観覧という制度が一般に利用可能となっているということを明らかにしておくなければならない。しかし、この点について適切な論述を行うことができていた答案は一部のものととどまり、多くの答案は、明らか

に不十分な内容の論述にとどまっていた。このような答案となった者は、情報摂取の自由についての本質的な理解が欠けているので、基本的事項の十分な復習が必要であろう。

では、上記のことを踏まえた上で、本問の事案をどのように憲法問題として構成すればよいだろうか。具体的には、以下のとおりである。まず、特別観覧は条例11条の場合を除き許可されることが予定されている。また、Y県立美術館は地自法244条の「公の施設」であるので、原則としてその利用を拒まれない。だとすれば、特別観覧は原則利用可能ということができる。そして、Y県立美術館条例に規定された美術館の設置目的や事業内容に徴すれば、Y県立美術館は美術に関する情報提供や情報摂取の場としての役割を果たしているということもできる。これらのことに鑑みれば、館長が特別観覧申請の不許可が「正当な理由」なくなされる場合には、憲法の保障する情報摂取の自由に対する不当な制限につながるおそれが生ずるといえるだろう。

そうだとすれば、次に答案において言及されるべきは、本件不許可処分が「情報摂取の自由に対する不当な制限」にあたるかどうかの合憲性判断である。合憲性判断にあたっては、そのための判断枠組みを定立する必要があるが、もし情報摂取の自由の「権利としての重要性」を強調して厳格な基準によることとするのであれば、Y県立美術館条例11条各号の解釈適用にあたっては、「明らかな差し迫った危険」といった観点から、その要件該当性を限定的に解することになるだろう。とはいえ、このような見解に対しては、美術館という性質上、展示物の管理について高度の慎重さが求められる点や、展示物の管理方法については美術館側の専門技術的裁量が認められる点を指摘すること等も可能である。この後者の指摘に与するならば、同条各号の要件該当性は上記の見解よりも認められやすくなるだろう。また、いずれの見解にも耳を傾けつつ、中間的な立場を採るとすることも考えられうる。

とはいえ、ほとんどの答案においては、自己の主張を一方的にのみ述べるばかりであり、対立する見解への考慮がなされることなく論述が展開されていた。ここでは、問題文において対立する見解への言及が求められていたことの意味を、もう少し考えていただきたかったところである。

また、繰り返しになるが、自らが定立した判断枠組みを踏まえて具体的事案の検討を行うにあたっては、問題文に書かれている事実を適切に拾い上げ、法的評価を加えつつ論ずることが必要である。しかし、問題文中の具体的事実ほとんど言及せず、抽象的な議論を終始展開するにとどまっていた答案が少なくなかった。こちらについても、問題文において様々な事実が詳細に記述されていることの意味を、今一度考えていただきたい。

本問の事案は天皇コラージュ事件（名古屋高金沢支判平12・2・16）と似た部分が多い。同事案の第1審では泉佐野市民会館事件判決（最判平7・3・7）に類する基準が用いられていたことからすれば、本問の解答にあたっては、泉佐野市民会館事件判決や上尾市福社会館事件（平8・3・15）を参考にすることはあってよいだろう。事案として完全に重なってはいなくても、各論点ごとに関連する判例を参照することは否定されない。そして、実際のところ、一定水準以上に達している答案の多くは、泉佐野市民会館事件判決を参考にしていると思われるものであった。これらの答案は、日頃の学習成果を答案上で一定程度示すことができたものとして、積極的な評価が与えられた。

なお、本問を解答するにあたっては、上記の点を踏まえつつ、主張したい内容を適切に言語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある主張となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

以上